

4 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し(大綱 P. 71)

(1) 適格請求書発行事業者の登録の見直し

- ①免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとされます。
- ②上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者*のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととされます。
※その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます。
- ③特定国外事業者*以外の者であって納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができることとし、登録を受けているその事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされます。
※事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者をいいます。
- ④事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされます。
- ⑤その他適格請求書発行事業者の登録に係る所要の措置が講じられます。

(2) 仕入明細書等による仕入税額控除の見直し

その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとされます。

(3) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合の見直し

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとされます。

(4) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産の見直し

その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とすることとされます。

(5) 公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者が適格請求書発行事業者である場合の見直し

公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することができることとされます。

(6) 課税仕入れ等に係る特定収入の見直し

仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、法令又は交付要綱等により国等にその用途を報告すべきこととされる文書等においてその課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしている場合には、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できることとされます。

(7) その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：上記(2)から(7)までの改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用